



Title	川端康成『散りぬるを』における<視線>：初出テキストを視座として
Author(s)	守本, もえ
Citation	阪大近代文学研究. 2017, 14-15, p. 52-65
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67758
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

川端康成『散りぬるを』における〈視線〉 —初出テキストを視座として—

守本 もえ

はじめに

川端康成『散りぬるを』は、昭和八年十一月号『改造』に「散りぬるを」、昭和八年十二月号『文学界』に「瀧子」、昭和九年五月号『改造』に「通り魔」として発表された。昭和十年五月、単行本『禽獸』に収録された際、大幅な本文の削除や加筆修正が行われ、現在全集や文庫などで広く読まれている『散りぬるを』の形となつた。

まず、梗概を確認しておく。小説家である「私」は、五年前に起きた殺人事件についての訴訟記録と調書の写しを元に、殺人犯・山辺三郎の証言を検証する。殺された瀧子と薦子は、「私」が実質的に生活の面倒を見ていた小説家志望の娘達だった。自分の記憶が事実かどうかをはつきり区別できなくなってしまった、という一貫して不明瞭な山辺三郎の自白は、警察官や裁判官が一緒になつて作り上げた一つの小説なのではないかと「私」は考える。「私」は、自らもまたその記録

の合作者の一人に加えてもらい、この小説が瀧子、薦子、三郎の靈を弔う遺族や縁者の慰めとなれば幸いであると終わりに述べる。

先行研究において、本作は川端文学における「実録的犯罪小説」⁽¹⁾の一つとして位置付けられてきた。小林芳仁は、川端康成『散りぬるを』の典拠が昭和三年八月一日に発生した「美人女性理髪師二名絞殺事件」⁽²⁾であると指摘した。また片山倫太郎は、この作品の制作にあたつて川端が直接参考した書物が、菊地甚一『病的殺人の研究』⁽³⁾であることを明らかにした⁽⁴⁾。

さらに、新城郁夫は『散りぬるを』を「一旦事実として完結した記述（訴訟記録）の戦略的な読み換えを通して新たな『小説』を顕現させようとするテキスト」⁽⁵⁾とし、「合作の小説」である訴訟記録への言及が、自ら書きつづある「私」の小説へと反転させていく過程を考察した。「合作」としての小説に着目した仁平政人は、この事件をめぐる精神鑑定調

書や訴訟記録といった多様な言説が、「常に他者の言葉との交通を通じて（「合作」として）生み出され、私たちの「現実」なるものを形づくる、〈言葉＝虚構〉の次元」を前景化していく小説として『散りぬるを』を読解した⁽⁶⁾。

仁平は、従来の議論の傾向として語り手である小説家・「私」の存在が、作者である川端自身と直接的に結びつけられ、「私」の小説に関する言及がそのまま川端の小説観や審美観とみなされてきたことを問題視している。仁平の指摘するように、精神鑑定調書や予審調書といった作品内で繰り返し引用されるテキストの問題が、現実と虚構という二項対立的な構図でのみ捉えられてきたことは否定できない。しかし、他者の言説に影響され、揺れ動き続ける「私」の語りを考える上で、問答の相手である「悪魔」の存在を「調書」を読む中で「自然と」生じたもの⁽⁷⁾として捉えるべきなのかについては疑問が残る。

また、初出テキストに関しては、これまでの同時代評や先行研究において「散りぬるを」の睡眠や仏教に関する記述に注目されており、林房雄からの批評⁽⁸⁾によってこの該当箇所が全て削除されたと推測されている⁽⁹⁾。その一方で、單行本化に際して削除された「散りぬるを」の末尾部分や、「瀧子」、「通り魔」といった初出時の短篇についてはほとんど検討されておらず、考察の対象は單行本『禽獸』収録以降のテキストが中心とされてきた。これらの初出テキストを改

めて精読することで、『散りぬるを』の語り手・「私」と作者川端の間に存在する距離を問い合わせし、従来『雪国』執筆の準備段階とされてきた⁽¹⁰⁾昭和八年における川端の創作過程の一端を明らかにできるのではないかと考へる。

本稿では、「散りぬるを」の本文異同から初出テキストにみられる「第三者の意地悪い目」という表現に着目し、削除された末尾部分に『散りぬるを』全体を貫く主題が存在していた可能性を提示する。〈第三者の目〉という装置によって、作品世界の外部へと反転させていった「私」の〈視線〉が、改稿後の『散りぬるを』においては語り手である「私」自身の内面へと向けられていく変容の過程を明らかにしたい。また、昭和八年十二月に発表された隨筆「末期の眼」にみられる川端の小説観と、「散りぬるを」に描かれる〈第三者の目〉の関連性についても合わせて検討する。なお、本稿では「改造」初出時の「散りぬるを」を「散りぬるを」、全集に収録された現行のテキストを『散りぬるを』と表記することで区別する。

一、「散りぬるを」における〈第三者の目〉

初出「散りぬるを」は、單行本『禽獸』収録時に大幅な改稿が加えられている。はじめに、初出「散りぬるを」の本文異同について、末尾部分に表れた〈第三者の目〉という概念を中心に考察する。以下の本文は、「散りぬるを」の末尾部

分である。

色恋沙汰の殺人ではなかつた。親戚づきあひの近しさでもなかつた。しかもほんのじやうだんの果てに、絞め殺されて息が切れるまでも、娘達は山辺三郎を憎んだ風がない。裏切らなかつた。親しみを失はず、信じきてゐたかのやうだ。殺されるとは知らなかつた。たゞむれだと思つてゐた。

しかし私は必ずしもこれを山辺三郎の虚妄とのみ考へるのでではない。殺人者の美しい真実とも見るのだけれどもそこに第三者の意地悪い目を迎へるならば、第三者がたとへ天であらうとも、私は自分が嘲けられてると、その目に向つて——。〈散りぬるを〉

合わせて、昭和八年十二月号「文学界」掲載「瀧子」の冒頭部分を引用する。

色恋沙汰のあつたわけではなかつた。近隣のよしみといつた風の親しさでもなかつた。そんな男が女暮しの家の寝室へ夜中「強盗ヲ装フベク変装覆面シテ」闖入して来たのに、娘達は警戒らしいものを見せるどころか、殺されて、息が切れるまで、彼を憎んだ様子がない。その手にかかりながら、殺されるのだと思はなかつた。ほんのじやうだんだと思ひこんでゐた。広大無辺の親愛ではなかつた。〈瀧子〉引用した「散りぬるを」末尾部分は、単行本『禽獸』に收

録された際にすべて削除された。末尾の第一段落には、翌月「文学界」に発表された「瀧子」冒頭部分と重なる語彙や表現が多くみられる。作者が内容の重複を嫌つたことが削除の一因と考えられるが、そのような重複のみられない第二段落もまた、川端自身の手によつて削除されている。この点については、林房雄による批評を受け、第一段落を削除したために前後の文脈がつながらなくなり、続く第二段落も削除された可能性が考えられる。

しかし、短篇「散りぬるを」初出時における末尾の第二段落は、『散りぬるを』の作品構造全体に關わる重要な装置として設定されていたのではないだろうか。「私」によつて「意地悪い目」と認識される〈第三者の目〉とは、誰の〈視線〉を指しているのかという問題から、作者である川端と語り手・「私」、「私」と問答を繰り返す「悪魔」それぞれの關係性を明らかにしたい。そのために、「散りぬるを」における〈視線〉および〈目〉に關する描写を確認することで、この問題について検討していく。

まずは、削除箇所の第二段落にある「第三者の意地悪い目」という表現から、「散りぬるを」にみられる「刑法とはまた別の眼」に着目する。

三郎は犯行を素直に認め、また陪審をも辞退した。だから、公判に陪審官の列席はなかつたが、もし仮りに私が陪審官として出廷してゐたら、

「被告の精神状態には、そのために殺人を犯すほどの病的なものが認められないゆゑに、反つて私は、病的犯罪として無罪を宣告された多くの殺人者よりも、この山辺三郎の方が、罪が軽いと思ふ。刑法とはまた別の眼で見れば。」と、そんな意味のことを云ひたかつたかもしれない。

狂気の犯罪は正気の犯罪よりも遙かに悪であるといふ考へ方の方が、曇らぬ眼である。こんな気持が、当時の私には強かつた。〈散りぬるを〉

「私」が引用する予審調書や判決書といった資料においては、刑法という定められた法律によって裁判官の判断が下されている。本来ならば、裁判官の判断こそが公平性・客觀性を備えた事件の第三者の立場からなされたものであるべきだろ。その判決を、小説家としての視点から見直そうと試みた当時の「私」は、事件に対する自分自身の見方の方が、刑法という既存の観点よりも「曇らぬ眼」であると感じていた。この場面で事件に対して向けられている「私」の〈視線〉は、山辺三郎を刑法ではない視点から捉え直そうとするものである。事件の第三者として犯人を裁く刑法を、さらに「刑法とはまた別の眼」を持つ第三者として問い合わせる「私」のあり方がここに表れている。

また、「散りぬるを」からは、山辺三郎の自白、つまり「彼の殺人の心理を誰が文学で飾つてやるものか」という意

に反して、三郎の殺人心理を記述することによって小説を作り上げてしまう、小説家である「私の意地悪さ」が読み取れる。

……彼の自白を小説家の絵空事よりほんとうらしく重んじるのは、彼の殺人の心理を誰が文学で飾つてやるもののか、

「ざまを見ろ。」

自分の行為の心理が自分にも分らんぢやないかといふ、私の意地悪さがまじつてゐるかもしだれないのである。

〈散りぬるを〉

以上から、刑法ではない小説家の視点からこの殺人事件を見つめる「私」こそが、「散りぬるを」末尾部分の「第三者の意地悪い目」を他者に向ける存在だったと仮定できる。しかし、犯人・山辺三郎と殺された娘達以外に「目撃者はなかつた」この事件において、第三者とは「私」だけに限定されるものではない。殺された瀧子と鳶子、山辺三郎にすらわからない、結局は誰にも明らかにすることのできない事件の真相を、客觀的に掴もうとする警察や法官、「刑法とはまた別の眼」を以て事件を捉え直そうとする小説家・「私」、その誰もがこの事件の前では傍観者にならざるを得ないのである。

「検死の結果、二人とも処女だつたさうだね。」

「だから、色恋の沙汰でないといふことになるのは、たやすかつたんだが。おれも取調べの役人から、いやな目

を向けられずすんだが。それと娘達の死と、なんにかはりがあるかね。とにかく娘達は」。

「よく眠つてみたものだな。」「散りぬるを」

取り調べの役人から「いやな目」を向けられずに済んだ「私」は、事件に対して「刑法とはまた別の眼」を向ける主体であると同時に、世間からは事件の当事者として見られる客体でもある、という二面性を持つている。事件当時、「私」は山辺三郎や殺された娘達、警察官や裁判官に対して常に第三者であろうとしながら、「私」の周囲を取り巻く人々や世間からも〈第三者の目〉を向けられていたことがわかる。

事件から五年を経た今、「私」は当時の自分を客観的に位置付けながら、再び山辺三郎や殺された娘達に〈第三者の目〉を向けようとする。しかし、犯人・山辺三郎や彼を取り

巻く警察や法官に対して向けていたはずの「私」の〈視線〉は、削除箇所において「私」に向けられる〈視線〉へと反転している。この〈第三者の目〉という〈視線〉で形成される作品の構造が、削除された末尾部分によつて明確に示されていたように思われる。

五年前の「私」は、自分自身の「曇らぬ眼」によつて事件を見ようとしていたが、警察や法官、近隣の人々からは事件の当事者として見られる存在であった。事件から五年が経過した現在の「私」は、この殺人事件を小説家として客観的に

捉えようと試みたはずが、自問自答を繰り返しながら犯人・山辺三郎と自分自身を同一視してしまうことによって客観性を失い、世間から、あるいはさらに高次の「天」から嘲られているような感覚に陥る。犯人・山辺三郎を見る警察や裁判官の〈視線〉、「私」を娘達の保護者として見る世間、訴訟記録を見る五年後の「私」の〈視線〉、さらに「天」というように、〈第三者の目〉を他者に向ける主体が常に移り変わり続けることで、初出「散りぬるを」の〈視線〉は形成されていたのである。「散りぬるを」における〈第三者の目〉は、対象を客観視する小説家・「私」の向ける〈視線〉であり、末尾部分で「天」に仮託される超越的な存在から「私」に向けられる〈視線〉となつてている。

一、〈第三者の目〉と『散りぬるを』

次に、初出末尾の削除によつて現行の『散りぬるを』における〈第三者の目〉という概念がどのように変容し、作品全体の構造に影響を与えたのかを考察する。

現行の『散りぬるを』の検討に移る前に、同じく初出テキストである「瀧子」および「通り魔」の末尾部分を概観し、初出時に〈視線〉あるいは「目」という描写が「散りぬるを」と同様に用いられていたことを確認しておきたい。以下は、「瀧子」末尾部分の引用である。

瀧子の四つの小説は皆彼女の生活の日記みたいなもの

だつたが、そこに現れる親きやうだいや、友達や、恋人に対する、彼女の無条件で、無制限な愛情は、全く私を感じさせた。無論かういふ女性の愛情は、古今東西の数知れぬ作品にもつと美しく、深く、高く、書き古されではあるが、それらの文学とは確かにちがつてゐた。また、こんな愛情が現実に存在してゐたならば、ちよつと正視に堪えないとと思はれた。文学としても、小説にも文章にもなつてをらず、常日頃なら正視に堪えないであらうが、たまたま疲労といふ私の無警戒の状態が、相手の裸の温かさを感じさせたのであつたらう。〔瀧子〕

「瀧子」の末尾部分では、瀧子の小説に表れていた「正視に堪えないとと思はれた」愛情が現在の「私」によつて回想されている。彼女の小説は、文学として小説にも文章にもなつていない、「正視に堪えない」作品と繰り返し強調されている。「私」の重視する「正視」に堪えうる文章という価値基準には、読者に対する「私」の強い意識が感じられる。小説家である「私」にとって、作品を読む読者の「目」もまた自らに向けられる（第三者の目）であつたのならば、この概念は「瀧子」の末尾部分においても一貫しているといえる。続いて、「通り魔」の末尾部分を引用する。

「さうか。小説だつたのか」と、悪魔に退散されてみ

ると、私は省みて面を赤める。この一篇は訴訟記録や精神鑑定報告に負ふところがあまりに多い。私一人の小説であるかは疑はしい。しかし、文中諸所で述べたやうに、その記録も所詮は犯人や法官その他の小説であるのだから、私もそれらの合作者の一人に加へてもらへば満足である。いづれも人間わざに過ぎぬ。いささか色は匂へど散りぬるをの三人の靈を弔ひたい微意で、私はこの一篇を草した。瀧子や三郎、殊にあるかなきかの萬子の遺族や縁者の目に触れ、慰めとなれば、幸甚この上ない。

〔通り魔〕

以上は「通り魔」の末尾部分であり、現行の「散りぬる」の末尾でもある。この末尾から、発表されたこの小説が、「瀧子や三郎、殊にあるかなきかの萬子の遺族や縁者」といつた読者の「目」に留まることを期待する「私」の姿が読み取れる。ここでもまた「瀧子」同様、小説を読む読者という存在が、〈第三者の目〉を向ける主体として浮かび上がつてくる。

初出テキストのいづれの末尾部分にも、〈視線〉あるいは〈目〉に関する描写がみられることが確認した上で、現行のテキストを改めて読解する。まずは、『散りぬるを』に登場する「神の目」に着目する。

……常識から見れば、瀧子の胸を刺してからの三郎は、もはや三郎ではない。自分を失つた彼をあやつたもの

はなにか。それこそまことの彼自身であるといふ見方は、むしろあまりに真実過ぎて、神の目ならぬわれらには反つて真実の仮面の道化芝居となる恐れがある。だから私のこの小説は、殺しのくだりでは瀧子と鳶子とに心を寄せ、脅かしのくだりでは三郎に思ひを近づけたのであつた。『散りぬるを』

この引用部において、「私」は「神の目ならぬわれら」と対比させることで、「神の目」という自らよりも上位からの〈視線〉を想定している。「私」より更に高みから人間達を見る「神の目」と、削除された末尾部分にみられる「天」という存在を直ちに結びつけることはできないが、両者は人間を俯瞰する視点として共通している。事件の当事者である娘達と山辺三郎、殺された娘達の保護者である「私」、警察や法官、事件当時の近隣の人々、世間の〈目〉、それら全てを五年後に振り返ろうとする「私」、その遙か上方に「神の目」なる〈視線〉が存在することで、『散りぬるを』全体は初出テキストと同じく〈視線〉によつて支えられる構造となる。殺された瀧子の臨検写真を見た「私」は、写真機という「感情のない機械」に「神の目」という〈視線〉を見出している。

……いつたい死骸のどこから、写真機はこんなむれるやうな生命をとらへたのか、不思議でたまらなかつた。感情のない機械の方が神の目で見るのであらうか。写真の

瀧子はざまをみろと言ひたくなるほど、いやしい動物をさらけ出してゐたけれども、私は生きてゐる彼女からこんなに女のほんたうの姿を見たことは、つひぞ一度もなかつたのである。あんな殺され方をしながらも、人が目をそむける死骸となりながらも、彼女は写真機を通して、若い生命力をばかりなくあけひろげて見せる機会をつかんだ。恐しい偶然であつたらうか。『散りぬるを』「考へてみれば、瀧子の裸の胸の写真にうつたやうなものは、私が初めて見た彼女の小説にも現はれてゐたやうである」とあるように、写真機という「感情のない機械」に「神の目」を見る「私」は、「正視に堪えない」瀧子の小説、「まともに見られ」ない瀧子の臨検写真に羞恥を覚えている。事件当時、「私」はこの臨検写真を見て顔をしかめ、写真から〈目〉を背けた。その理由を、死体の傷痕のせいだと思おうとした自らの偽善を見抜いた現在の「私」は、臨検写真に写つた「彼女のあらはな生命への驚嘆」を隠し切れずいる。事件から時を隔てた今、改めて小説家として瀧子の臨検写真を叙述しようとした「私」は、その写真に若い生命力を見出す〈視線〉に潜む、自らの「不思議でたまらな」いという主觀を否定できず、瀧子に対して客観的な〈第三者の目〉を向けられない自分に動搖しているのではないか。

続いて、先にみた「刑法とはまた別の眼」について確認する。『散りぬるを』の内容と重複する調書の引用を繰り返す

初出「通り魔」において、「刑法とはまた別の目」が再び登場する。

……この犯罪の美しさは、動機の無意味さ以外のなにもにも絶対ないことを、私はよく知りながら、いかなる悪魔の誘惑に毒されて猿芝居をするのか。けれども私がはじめから、

「被告の精神状態には、そのために殺人を犯すほどの病的なものが認められないゆゑに、反つて私は、病的犯罪として無罪を宣告された多くの殺人者よりも、この山辺三郎の方が、罪が軽いと思ふ。刑法とはまた別の目で見れば。」と言ひたいやうにも思はれたのは、真夏の夜半寝みだれた娘に白刃をかざしてゐる三郎の姿に、やはり人間の寂しさの極みを見たからではなかつたらうか。

〔散りぬるを〕

山辺三郎の姿に「人間の寂しさの極み」を見る「私」の〈視線〉には、犯人・山辺三郎に対し小説家の立場から「刑法とはまた別の目」を向けようとしてもなお、感情を一切含まない「神の目」のような〈視線〉を持ち得ない、完全に感情を排した傍観者であり続けられない「私」の混乱した状態が表れている。「私」から「第三者」なる何者かへと主体が移りゆく初出「散りぬるを」の「第三者の目」は、改稿後の「散りぬるを」において、第三者として客観視していたはずの山辺三郎の中に自分自身を見出す「私」の〈視線〉へ

と変容している。

こんな風に、私はまたしても偶然のうちに必然の伏兵をさぐり出さうとするか。それもこれも所詮は、山辺三郎に私自身を見ての臆測か。ともかく犯人は無罪でも軽い刑でもなかつたのだ。無期懲役の宣告に服して獄死したのだ。必然であらうと、偶然であらうと、彼は命をかけてつぐなつたのである。彼の言葉を聞かう。〔散りぬるを〕

「山辺三郎に私自身を見ての臆測か。」という自問自答かも、自らの中に山辺三郎を見る〈視線〉が「私」に存在していることは明らかである。第三者という事件の外部から向けていたはずの「私」の〈視線〉が、「私」自身の意識である「悪魔」との問答形式の語りの中で、犯人・山辺三郎の内面の寂しさへと移り、「私」自身の内側へと向けられていく。このような「散りぬるを」の展開は、初出テキスト「散りぬるを」に示されていた、「私」から他者に反転されていく〈視線〉とは異なる方向性を持つものであるよう思われる。このような「私」を巡る〈視線〉の変容は、『散りぬるを』という作品全体の表現にどのような影響を与えているだろうか。

「二人が脆く殺されたことに、お前が責任を感じないですか。お前はこの殺人事件を無意味なゆゑに美しいと見たがりながら、いろんなしたりげな意味をつけた。二人の

女をまことに愛してをらなかつた証拠と知るがよい。この殺人を、三人の生涯になんの連絡もないもの、三人の生活になんの関係もないもの、つまりこの一つの行為だけが、ばかりと宙空に浮んだものの、いはば、根も葉もない花だけの花、物のない光だけの光、そんな風に扱ひたかつたらしいが、下根の三文小説家に、さやうな広大無辺のありがたさが仰げるものか。さまをみる。」

「おれは小説家といふ無期懲役人だ。山辺三郎のやうに、そのうち女でも殺して獄死するだらうさ。」〔散りぬるを〕

「この一つの行為だけが、ばかりと宙空に浮んだもの」としてこの殺人事件を見たいという願望を抱いた「私」は、結局は事件を客観的に捉え直すことが出来ず自嘲する。事件当時は向かはれなかつた徹底した客観的視点からの「第三者の目」を、改めて五年後の今小説家としての視点から向けることで、犯人・山辺三郎の行為を「彼の生活」と切り離そうとしたものの、山辺三郎に対する「視線」に主観が入り込んでいることに気付いた「私」は、自らを「小説家といふ無期懲役人」として位置付ける。

偶然か必然か、正気か狂気か、眞実か嘘かという二項対立のどちらかの観点からしか事件を見ようとしないのが、警察や裁判官に代表される刑法の「視線」である。「私」は、そのような二項対立では捉えられない山辺三郎という存在を、

「第三者の目」を向ける自らの小説によって、「刑法とはまた別の眼」から捉え直すことができると考えた。しかし、「私」もまたこの事件を意味か無意味かという二項対立でしか見ることができなかつたために、「小説家といふ無期懲役人」という極限まで自分自身を追い詰めていく。二項対立を生み出し続ける「私」は、そのような対立を崩し曖昧なものにしてしまう「悪魔」から糾弾される。

相反する二つの概念の間を揺れ動きながら、「私」は自らの内面にある「悪魔」と交錯し、自問自答の末に「おれは小説家といふ無期懲役人だ。」という自己認識に至る。〔散りぬるを〕の語りを構成してきた「悪魔」とは、「私」が自分自身を他者として見る「第三者の目」として捉えられるのではないか。この自らを見る「目」は、事件当時の自分を回想する「私」の「視線」であり、現在の「私」を糾弾する「悪魔」の「視線」は、「私」が「私」自身を見る「第三者の目」と重なるものである。

単行本収録時に改稿され、「散りぬるを」末尾部分の「第三者の意地悪い目」という装置が失われたことによつて、山辺三郎に自分自身を見出す「私」の「視線」が浮き彫りとなつたように思われる。小説家である「私」は、当時の自分と殺された娘達、犯人・山辺三郎、そしてそれを取り巻く世間というものを、それぞれ「ばかりと宙空に浮んだ」存在として小説内に描こうとした。語り手である小説家・「私」の

意図が反映された改稿後の『散りぬるを』において、初出テキストの〈第三者の目〉は、「私」が「私」自身を他者として見つめる、内面に向かう〈視線〉へと変容する必要があるのである。

三、「末期の眼」と〈第三者の目〉

ここまで、単行本『禽獸』収録時に削除された末尾部分の「第三者の意地悪い目」という表現から、「散りぬるを」にみられる〈視線〉および〈目〉に関する記述に着目し、初出時のテキストが〈第三者の目〉という装置によつて形成された層構造の〈視線〉を有していたことを考察した。最後に、川端康成「末期の眼」を補助線として、小説『散りぬるを』にみられる〈第三者の目〉が、川端の随筆『末期の眼』とどのように結びつく概念であるかを論じていきたい。

川端康成「末期の眼」は、昭和八年十二月号「文芸」に掲載された。この隨筆は昭和八年十一月に発表された「散りぬるを」、同年翌月に発表された「瀧子」とほぼ同時期に執筆されたものと考えられる。作家川端の小説に対する態度や生死觀が、竹久夢二、古賀春江、梶井基次郎等とのエピソードを交えながら語られており、川端文学研究における立論の手掛かりともされてきたテキストである。

真鍋正宏は、初出テキスト「散りぬるを」の末尾部分に

顧在化した〈視線〉の問題を指摘し、そのいずれかの〈視線〉が川端の「末期の眼」に接続可能なものだと言及している⁽¹⁾。真鍋の指摘するように、削除された末尾部分に表れた〈第三者の目〉という概念が、作者川端の小説觀とも深く結びつく「末期の眼」と繋がる可能性は十分に考えられるだろう。また、片山倫太郎は、隨筆「末期の眼」を挾むようにして分載された『散りぬるを』について、瀧子の臨検写真にあらわな生命を捉える「私」の〈視線〉を「末期の眼」の具現の一つ」と論じ、裁判記録が犯人と取調官による合作小説であると認識しながら、その裁判記録を追求する自らの小説もまた言葉という虚構であることに気付いた「私」の、小説家としての危機を捉えている⁽²⁾。

しかし、いずれの論においても、「散りぬるを」の「私」から向けられた〈視線〉が川端の語る「末期の眼」と同一化されれて語られることで、それぞれの位相は明らかにされないままとなつてゐる。川端のいう「末期の眼」は、初出「散りぬるを」にみられる「私」の〈第三者の目〉とどのように一致し、あるいは相違しているのだろうか。

ここで、両者の類似点と相違点を考えるために、小説『散りぬるを』と隨筆「末期の眼」にみられる類似した表現を比較対照していきたい。「末期の眼」にある「安樂往生のさまたげ」という言葉は、初出テキスト「瀧子」「通り魔」に繰り返される「そんな安樂往生の死顔では決してなかつた

んだ。」という「私」の問いと共通している。

……今の世によるべなく、索漠としたその日暮しをする一人として、私も折にふれ死を嗅ぐらゐ不思議はないが、省ると、作品らしい作品を書いてをらず、いつか書きたいものが頭に競ひ立つて来て死んでも死にきれさうないものの、しかし心機一転すれば、それがすなはち迷ひである、取るに足るものなにも遺してゐぬ方が、反つて安樂往生のさまたげにならぬだらうとも思ふのである。私が自殺をいとふ原因の一つは、死を考へて死ぬといふ点にある。と書いたところで、嘘にちがひない。私は死と顔つき合せてみたことなど、決してありはしない。

〈末期の眼〉

また「末期の眼」においては、「と書いたところで、嘘ちがひない。」というように、すでに語つた内容を自ら否定することで、眞実か嘘かをはぐらかしていく川端の曖昧な態度が窺える。『散りぬるを』の「私」もまた、自らの語りに對して「嘘をつけ。」と糾弾する「悪魔」との問答形式によつて小説を展開している。

しかし私は、訴訟記録をはじめて読んだ時に、

「嘘をつけ。」と、殺人者の自分勝手なこしらへごとを見抜かないわけではなく
「そんな安樂往生の死顔では決してなかつたんだ。」
〈瀧子〉

このように、事件の真相に迫ろうとしながらも、結局は小説家としての客観的な立場を維持することが出来なかつた「私」の語りは、「私」自身の意識である「悪魔」に繰り返される否定的な言説によつて、語つた内容が事実なのか創作なのかを明らかにすることを回避している。

さらに、すべての物事は偶然ではなく、後になつてみれば必然のものであつたと考えることに「神のありがたさ」を見出している点で、「末期の眼」にみえる川端と「私」の姿を重ね合わせることが出来る。以下は、「末期の眼」からの引用である。

「我事に於て後悔せず」と、刻々念々自らつとめてゐるわけではないけれども、ただあきれるほどもの忘れがひどいためにか、道徳的自省心の欠如のためか、私は後悔といふ悪魔には一向つかまらぬ。しかしすべてのものごとは、後から計算すると、起るべくして起り、なるやうになつて來たのであつて、そこになんの不思議もないと思はれがちである。神のありがたさかもしれぬ。人間の哀れさかもしれぬ。とにかく、この思ひは案外天の理にかなつてゐるやうである。〈末期の眼〉

一方、『散りぬるを』において、「私」は「この一つの行為だけが、ばかりと宙空に浮んだもの」としてこの殺人事件を見たいという願望を実現するため、事件に全く無関係な立場から小説を書こうとしている。

「三人が脆く殺されたことに、お前が責任を感じないですか。お前はこの殺人事件を無意味なゆゑに美しいと見たがりながら、いろんなしたりげな意味をつけた。二人の娘をまことに愛してをらなかつた証拠と見るがよい。この殺人を、三人の生涯になんの連絡のないもの、三人の生活になんの関係もないもの、つまりこの一つの行為だけが、ばかりと宙空に浮んだもの、いはば、根も葉もない花だけの花、発光体のない光だけの光、そんな風に扱ひたかつたらしいが、下根の三文小説家に、さやうな広大無辺のありがたさが仰げるものか。ざまをみろ。」

〈通り魔〉

二人の娘が殺された事実に對して「いろんなしたりげな意味」をつける行為は、彼女達が意味もなく殺された美しさ、「広大無辺のありがたさ」に届くことの不可能な「下根の三文小説家」に過ぎない「私」の姿をより一層鮮明に浮かび上がらせる。「小説家といふ無期懲役人」として自己を認識するに至つた「私」は、「私のやうな時評常習犯人」¹³と自らを犯罪者に喻え揶揄する川端の批評のあり方とも一致を示している。

これまでみてきたように、「末期の眼」においては、「散りぬるを」と共通する「安樂往生」、「神のありがたさ」といった言葉が用いられ、すでに語られた言説を「嘘」としてはぐらかし、自らを犯罪者に重ねて自嘲する「私」と川端の類

似性を見出すことが出来る。しかし、初出「散りぬるを」の末尾部分にみられる〈第三者の目〉と〈末期の眼〉は全く同じ概念として捉えられるものだろうか。

『散りぬるを』の〈第三者の目〉においては、山辺三郎や殺された娘達に〈視線〉を向ける主体が、徹底した客觀性を維持する第三者であること、あるいは客體に対し〈視線〉の向かう方向性こそが重要な問題であった。「末期の眼」で重視されなかつた〈視線〉の主体と客體の問題は、『散りぬるを』において〈視線〉を向ける主体である「私」自身に〈第三者の目〉が向けられることで前景化される。

川端の隨筆にみられる〈末期の眼〉という概念は、芥川の「或旧友へ送る手記」から始まり、竹久夢二や古賀春江といった画家、芸術家達の姿を回想する中で語られている。「残燭の焰のやうに」燃え上がつた作家の悲劇を見、自らの胸の嘆きに氣付かない、他者から向けられる軽蔑の〈視線〉をほくそ笑む川端は、新進作家として「文学の新しい傾向、新しい形式を追ひ、または求める者」と見られている自分を客觀視していた。川端が古賀や芥川に向ける〈視線〉は、小説家や画家といった、芸術という業に憑かれた人々に對する共感でありながら、自らを含めたあらゆる芸術家に對する第三者としての眼差しでもあつたのではないだろうか。自分自身を徹底して客觀視できるか否かによつて、川端の〈末期の眼〉と「私」の〈第三者の目〉は異なる位相に位置付けられる。

おわりに

本稿では、川端康成『散りぬるを』を〈視線〉という観点から読解した。初出テキスト「散りぬるを」においては、この作品に通底していた〈第三者の目〉という概念が明示されおり、「瀧子」、「通り魔」それぞれの初出時の末尾部分にも〈視線〉あるいは〈目〉に関する表現が一貫して用いられていたことを確認した。「私」の〈視線〉が反転し、他者から向けられる〈視線〉へと移り変わっていく「散りぬるを」の構造は、末尾部分が単行本化に際し削除されたことによつて変容したと考えられる。事件の真相や山辺三郎の心理、殺された娘達に対する客観的な立場から向けていたはずであった「私」の〈第三者の目〉は、末尾の削除により、「私」自身の内面へと向かう主観的な〈視線〉を浮き彫りにするものとして機能するようになったと結論付けた。

さらに、「散りぬるを」の末尾部分にみられる〈第三者の目〉を、川端の隨筆「末期の眼」の表現と対照させた。事件から五年後、小説家として当時の「私」を見つめる〈視線〉は、「私」自身を他者として客観視しようとする点において〈末期の眼〉と共に通する。その一方で、あらゆる物事に対して第三者であろうとしながら、犯人・山辺三郎に自分自身を見出した「私」とは異なり、同じ小説家や画家、芸術家達に対する共感を示しつつ、自らを徹底して客観視するという側

面において、川端の〈末期の眼〉は〈第三者の目〉と全く同質のものとはいえない。隨筆「末期の眼」を補助線として『散りぬるを』の〈視線〉に関する問題を捉え直すことで、小説家・「私」と作者川端の持つそれぞの〈視線〉のありようを明らかにした。

【付記】川端康成『散りぬるを』を引用する際は、『川端康成全集 第五卷』（新潮社、昭和五十五年五月）、昭和八年十一月号「改造」掲載「散りぬるを」、昭和八年十二月号「文学界」掲載「瀧子」、昭和九年五月号「改造」掲載「通り魔」を用いた。川端康成『末期の眼』の引用は、初出「文芸」（昭和八年十二月）の本文に拠った。また、三十七巻本『川端康成全集』（新潮社、昭和五十五・五十九年）を参考し、初出時のテキストを稿者が適宜改めた。

注

（1）小林芳仁「川端康成の実録的犯罪小説 一一『散りぬるを』その事実と虚構の美学」（国文学 解釈と鑑賞）第五十八巻第十二号、平成五年十二月）

（2）「大審院第一刑事部判決昭和四年（れ）第一三九七号、殺人住居侵入被告事件」昭和三年八月一日発生、昭和五年一月二十七日公判

（3）菊地甚一『病的殺人の研究』（南北書院、昭和六年七月）

- (4) 片山倫太郎「『散りぬるを』における典拠と位相」（田村充正・馬場重行・原善編『川端文学の世界 1 その生成』勉誠出版、平成十一年三月）
- (5) 新城郁夫『『小説』論のなかの『散りぬるを』——川端の犯罪小説』（『立教大学日本文学』第七十号、平成五年七月）
- (6) 仁平政人「川端康成「散りぬるを」論——「合作」としての『小説』——」（仁平政人『川端康成の方法——』〇世紀モダニズムと「日本」言説の構成』東北大学出版会、平成二十二年三月）
- (7) 注6に同じ。
- (8) 林房雄「十一月作品評」（『文学界』昭和八年十二月一日）
- (9) 前掲仁平政人「川端康成「散りぬるを」論——「合作」としての『小説』——」、山中正樹「『(第三項)と「語り』がひらく、深層の『意味』——川端康成の『実録的犯罪小説』・『散りぬるを』を中心にして」（『日本文学』第六十四卷第三号、平成二十七年三月）等。
- (10) この時期の川端については、片山倫太郎「昭和八年の川端康成——小説家の危機意識」（川端文学研究会編『川端文学への視界8』教育出版センター、平成五年六月）、奥出健「昭和十一年後川端康成——雪国成立への一視点」（奥出健『川端康成『雪国』を読む』三弥井書店、平成元年五月）、武富勉「長篇模索の諸相——昭和初期の川端康成」（『山口国文』第六号、昭和五十八年三月）、兵藤正之助「川端康成論——昭和初期の川端康成——」（『関東学院大学文学部紀要』第三十三号、昭和五十六年十二月）等を参照。
- (11) 真鍋正宏「通俗小説の偶然性——横光利一「純粹小説論」の偶然概念をめぐって——」（『人文学』第百七十三号、平成十五年三月）
- (12) 前掲片山倫太郎「昭和八年の川端康成——小説家の危機意識——」
- (13) 川端康成「文芸時評」（『文芸春秋』昭和十年八月一日）
- (もりもともえ／本学大学院博士前期課程)